



新庄市

また、みんなの笑顔が  
見られるように。

# 新型コロナウイルス感染症関連 緊急経済対策事業

## 第1弾

新庄市独自の経済対策や国・県の支援事業を取りまとめた冊子です。  
ぜひ、ご活用ください。

### 一般家庭向け支援策

市 市の支援事業

国 国の支援事業

県 県の支援事業

国

#### 特別定額給付金事業

- **事業内容** 1人につき10万円を国が世帯主に給付
- **対象者** 4月27日において住民基本台帳に記録されている方
- **申請方法** 市役所から世帯主の方に、申請書・記載例や必要書類をまとめた案内書・返信用封筒を5月中下旬にまとめてお送りします。申請は、同封の記載例により、必要事項を記入の上、返信用封筒により市役所へ郵送してください。申請書受理後、1週間程度で本人名義の口座に振込みします。

- **必要書類** 今後、世帯主宛に送付される文書を確認してください。

※マイナンバーカードを利用してオンライン申請を行う場合は、総務省ホームページを参照ください。  
※ドメスティックバイオレンスにより避難している方は、別途「避難している旨の申出書」が必要になります。

◎商工観光課特別定額給付金室 Tel.29-5849

国

#### 子育て世帯への臨時特別給付金

- **事業内容** 児童1人につき臨時特別給付金1万円を支給
- **対象児童** 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童 ※対象となる児童手当受給者には、案内書を送付します。
- **対象者** 4月分の児童手当の受給者
- **申請方法** 児童手当受給者は申請不要(6月10日(水)に支給予定)、公務員の方は要申請(所属庁にお問い合わせください)  
※ドメスティックバイオレンスにより避難しているなど、特別な事情がある方は、国や市のホームページを確認いただくか、個別にご相談ください。

◎子育て推進課子育て企画室 Tel. 29-5811

市

#### 山形牛のふるさと地産地消拡大事業

- **事業内容** 子育て世帯を対象に市内の指定販売店で使用できる山形牛のクーポン券(対象者1人当たり3,000円相当)を配布します。
- **配布時期** 5月20日(水)頃
- **配布方法** 該当する世帯に郵送
- **対象者** 4月1日時点で0歳~17歳の方
- **使用期間** クーポン到着後から7月末まで
- **使用場所** 市内指定の山形牛販売店や農協など(予約販売)

◎農林課農業振興室 Tel.29-5836

## 事業者向け支援策

市	飲食店等応援給付金事業
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>事業内容</b> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売り上げ減少が特に大きい以下の業種に給付金を支給します。 旅館・ホテル:定員数×1万5千円 飲食店・旅行業:1店舗当たり15万円 タクシー業・貸切バス業など:事業に供する保有台数×5万円</li><li>■ <b>対象者</b> 市内で営業を行う飲食店、旅館、ホテル、旅行業、タクシー業、貸切バス業、運転代行業の事業者</li><li>■ <b>申請期間</b> 10月30日(金)まで ※今後、各事業者へ申請書を郵送します。届かない方は、お問い合わせください。</li><li>■ <b>申請方法</b> 申請書を商工観光課へ郵送してください。</li><li>■ <b>必要書類</b> 必要書類については、申請書に同封されている手続き案内をご参照ください。</li></ul>
	◎商工観光課企業立地・商工振興室 Tel.29-5847

市	テイクアウト・デリバリー支援事業
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>事業内容</b> 飲食店等応援給付金の支給を受ける事業者のうち、テイクアウトまたはデリバリー事業に新規参入した事業者もしくは既にテイクアウトまたはデリバリー事業を行っている事業者に給付金を支給します。</li><li>■ <b>給付金額</b> 3万円</li><li>■ <b>申請期間</b> 10月30日(金)まで ※今後、各事業者へ申請書を郵送します。届かない方は、お問い合わせください。</li><li>■ <b>申請方法</b> 申請書を商工観光課へ郵送してください。</li><li>■ <b>必要書類</b> 必要書類については、申請書に同封されている手続き案内をご参照ください。</li></ul>
	◎商工観光課企業立地・商工振興室 Tel.29-5847

市	雇用調整助成金申請支援事業
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>事業内容</b> 市内の事業者(個人事業主含む)が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける雇用調整助成金などの申請に際し、社会保険労務士へ支払う事務手数料を支給します。</li><li>■ <b>支給上限額</b> 40万円</li><li>■ <b>申請期間</b> 12月28日(月)まで</li><li>■ <b>申請方法</b> 申請書を商工観光課へ郵送してください。</li></ul>
	◎商工観光課企業立地・商工振興室 Tel.29-5847

市・県	中小企業緊急災害等対策 利子補給補助金交付事業
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>事業内容</b> 県・市・金融機関が連携して無利子融資を行います。</li><li>■ <b>対象者</b> 最近1カ月の売上高が前年同月比で30%以上減少し、かつ今後2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期に比べて30%以上減少することが見込まれる事業者</li><li>■ <b>申請期間</b> 8月31日(月)まで</li><li>■ <b>申請場所</b> 市内の金融機関にご相談ください。</li><li>■ <b>金融機関</b> 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、北郡信用組合</li></ul>
	◎商工観光課企業立地・商工振興室 Tel.29-5847

国	持続化給付金事業
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>事業内容</b> 新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。</li><li>■ <b>対象者</b> ①②の両方に該当する事業者 ①ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している ②2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある</li><li>■ <b>支給額</b> 法人:最大200万円、個人事業者:最大100万円</li><li>■ <b>申請期間</b> 国の補正予算成立後</li><li>■ <b>申請場所</b> 経済産業省への直接申請(持続化給付金ホームページを参照)</li><li>■ <b>必要書類</b> 2019年の確定申告書類の控え、売上減少となった月の売上台帳の写し、身分証明書の写し(個人事業者の場合)</li></ul>
	◎中小企業金融・給付金相談窓口 Tel.0570-783183

市	事業者持続化給付金事業
	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>事業内容</b> 国の持続化給付金の給付決定された事業者に対して、市が1割を上乗せして給付します。</li><li>■ <b>対象者</b> 国の持続化給付金の支給を受けている事業者</li><li>■ <b>申請期間</b> 令和3年2月26日(金)まで ※申請書は5月下旬にお届けします。</li></ul>
	◎商工観光課企業立地・商工振興室 Tel.29-5847

<b>国</b>	<b>小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)</b>
<p>■ <b>事業内容</b> 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金(休暇中に支払った賃金相当額(日額上限8,330円))が支給されます。</p> <p>■ <b>対象者</b> 臨時休業などをした小学校などに通う子どもまたは新型コロナウイルスに感染したなどの子どもであって、小学校などを休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主</p> <p>■ <b>対象期間</b> 2月27日(木)～6月30日(火)の間に取得した休暇</p> <p>■ <b>申請場所</b> 厚生労働省への直接申請となりますので、厚生労働省のホームページを参照ください。</p>	
◎学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け 緊急小口資金相談コールセンター Tel.0120-60-3999	

<b>国</b>	<b>小学校などの臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)</b>
<p>■ <b>事業内容</b> 新型コロナウイルスの影響による小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなっている子育て世帯を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策が講じられます。</p> <p>■ <b>対象者</b> 臨時休業などした小学校などに通う子どもまたは新型コロナウイルスに感染したなどの子どもであって、小学校などを休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方</p> <p>■ <b>要件</b> 個人で就業する予定であった場合、業務委託契約等に基づく業務遂行などに対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合</p> <p>■ <b>支給額</b> 就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)</p> <p>■ <b>対象期間</b> 2月27日(木)～6月30日(火)の間に就業できなかった日</p> <p>■ <b>申請場所</b> 厚生労働省への直接申請となりますので、厚生労働省のホームページを参照ください。</p>	
◎学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け 緊急小口資金相談コールセンター Tel.0120-60-3999	

<b>県</b>	<b>山形県緊急経営改善支援金</b>
<p>■ <b>事業内容</b> 県からの営業自粛などの要請に協力する県内事業者に対し、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討に対して支援金が交付されます。</p> <p>■ <b>交付金額</b> 法人:20万円、個人事業者:10万円(施設などを賃借している事業者は20万円) ※1事業者当たり</p> <p>■ <b>対象者</b> 4月25日(土)～5月10日(日)の期間に営業自粛(休業、飲食店の場合は20時以降の夜間営業自粛)を行い、経営改善の検討を行った事業者</p> <p>■ <b>対象業種</b> 飲食店、遊興施設、映画館、屋内運動施設、宿泊施設、観光地・温泉地にある店舗、立寄施設、屋外運動施設、旅行業、交通など</p> <p>※詳細は、山形県のホームページを参照ください。</p> <p>■ <b>申請期間</b> 5月11日(月)～6月30日(火)(予定)</p> <p>■ <b>申請場所</b> 新庄市商工観光課へ郵送</p> <p>■ <b>必要書類</b> 山形県のホームページを確認ください。</p>	
◎商工観光課企業立地・商工振興室 Tel.29-5847	

<b>市</b>	<b>園芸振興作物減収対策事業</b>
<p>■ <b>事業内容</b> 3月から4月にかけて系統出荷した園芸振興作物で、首都圏での行動抑制により8割以下に単価が下落した冬春出荷の促成山菜、切り花などについて、前年と比較して減少した額の2割を上限に支援します。</p> <p>■ <b>対象者</b> 生産の目安に協力しており、たらの芽、うるい、切り花などを系統出荷した生産農家(各JAの生産団体経由)</p> <p>■ <b>申請期間</b> 詳細については、各JAを通じ生産農家の方へ連絡します。</p> <p>※生産団体に加入無く大幅な減収があった方は、お問い合わせ下さい。</p>	
◎農林課農業振興室 Tel.29-5836	

<b>市</b>	<b>畜産農家減収対策事業</b>
<p>■ <b>事業内容</b> 出荷停滞等による飼料費の一部として飼育頭数に応じた支援をします。</p> <p>■ <b>対象者</b> 生産の目安に協力しており、肥育牛・繁殖牛・乳用牛を飼養している畜産農家(各JAの生産団体経由)</p> <p>■ <b>交付金額</b> 1頭当たり5,000円</p> <p>■ <b>申請期間</b> 詳細については、各JAを通じ畜産農家の方へ連絡します。</p>	
◎農林課農業振興室 Tel.29-5836	

## その他の支援策

市	学校給食食材提供 食育・地産地消推進事業
<p>■ <b>事業内容</b> 山形牛や特産品である振興作物野菜(にら・ねぎ・アスパラなど)について、市内の小中学校に地産地消の日を設定し、給食への食材提供(牛肉2回、野菜4回)をします。</p> <p>■ <b>対象者</b> 市内の小中学生</p>	
◎農林課農業振興室 Tel29-5836	

市・国	住居確保給付金 (家賃相当額を支給します)
<p>■ <b>事業内容</b> 離職や廃業、休業等により収入が減り、家賃の支払いが困難で、住宅を失うおそれが生じている方に、家賃相当額を支給します。</p> <p>■ <b>対象者</b> 世帯員全員の収入および保有する金融資産が基準以下の方 ※世帯員や家賃の額などにより基準が変わってきますので、市ホームページをご覧ください。個別にお問い合わせ下さい。</p> <p>(例) 2人世帯の場合は、減少後の世帯の月の収入金額が157,000円以下で、保有する金融資産が690,000円以下であれば、家賃限度額42,000円を支援します。</p> <p>■ <b>申請場所</b> 生活自立支援センターもがみ 新庄市堀端町8番3号 Tel32-1585</p> <p>■ <b>必要書類</b> 本人確認書類、離職または休職していることがわかる書類、世帯員全員の直近3カ月の収入がわかるもの、世帯員全員の預貯金の通帳</p>	
◎成人福祉課生活支援室 Tel 29-5808	

国	納税猶予の特例制度
<p>■ <b>事業内容</b> 納税を1年間猶予します。 ※税金の免除ではありません</p> <p>■ <b>対象となる税</b> 納期限が令和3年1月31日(日)までの市税</p> <p>■ <b>対象者</b> 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が20%以上減少したために納税が困難な方</p> <p>■ <b>申請期間</b> 納税通知書が送付されてから、各納期限までの間</p> <p>■ <b>申請方法</b> 税務課に郵送 ※事前に税務課にお電話ください。申請書を送付します。電話での納税相談も行います。</p>	
◎税務課納税室 Tel 29-5539	

市	上下水道料金の納期延長
<p>■ <b>対象となる料金</b> 水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料</p> <p>■ <b>延長期間</b> 4月請求分(3月使用分)から6月請求分(5月使用分)の3月分について納期限をそれぞれ3か月間延長</p> <p>■ <b>対象者</b> 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納期延長申請書を提出した方</p> <p>■ <b>申請期間</b></p> <p style="text-align: center;">納入通知書でお支払いする方</p> <p>4月請求分から延長する場合……5月15日(金)必着 5月請求分から延長する場合……6月16日(火)必着 6月請求分から延長する場合……7月15日(水)必着</p> <p style="text-align: center;">口座振替でお支払いする方</p> <p>4月請求分から延長する場合……受付終了 5月請求分から延長する場合……5月19日(火)必着 6月請求分から延長する場合……6月19日(金)必着</p> <p>※ただし、申請書提出前に納入通知書または口座振替によりお支払いいただいた額については、払い戻しできません。</p> <p>■ <b>申請場所</b> 上下水道課相談窓口または郵送、ファクス</p> <p>■ <b>必要書類</b> 納期延長申請書、直近の検針のお知らせの写し ※電話での上下水道料金の納付相談も行います。</p>	
◎上下水道課経営管理室 Tel 29-5829 ファクス 23-4834	

市	市民へのマスク配布
<p style="text-align: center;">妊婦</p> <p>母子健康手帳交付時に、健康課窓口で不織布マスクを1人当たり5枚お渡しします。</p> <p style="text-align: center;">幼児・小中学生・教職員</p> <p>布マスクを1人当たり2枚配布します。4月17日から順次、配布しています。</p> <p style="text-align: center;">全市民</p> <p>布マスクを1人当たり1枚配布します。4月21日から順次、郵送しています。</p> <p>※郵送でお届けするマスクは、5月8日(金)頃までにお届けします。届かない場合は、お問い合わせください。</p>	
◎健康課母子保健推進室 Tel 29-5790	

**総合窓口**

**新庄市新型コロナウイルス経済支援対策担当課(商工観光課)**

**Tel22-2111(代) ファクス22-0989(代)**